

## 主な争点

原告ら（一般財団法人ヤマハ音楽振興会ほか）の主張	被告（JASRAC）の主張	裁判所の判断
<b>1 著作権法22条の「公の演奏」</b>		
(1) 音楽教室事業の遂行過程における音楽著作物の利用主体は誰か		
教師または生徒	音楽教室における音楽利用の主体は、利用様にかかわらず音楽教室事業主である。	JASRACの主張のとおり
(2) 音楽教室での演奏は「公の演奏」か		
音楽教室での演奏には著作権法にいう「公衆」に当たる聞き手がいないから、「公の演奏」ではない。	利用主体である音楽教室事業主からみて、生徒は著作権法にいう「公衆」に当たる聞き手であるから、音楽教室で行われる演奏は「公の演奏」である。	JASRACの主張のとおり
<b>2 著作権法22条の「聞かせることを目的」とする演奏</b>		
聞かせることを目的とする演奏とは、音楽を通じて聞き手に官能的な感動を与えることを目的とする演奏に限られる。  音楽教室における演奏は、演奏技法を示す（教師の演奏と録音物の再生）又は到達度を確認してもらう（生徒の演奏）ためのものであって、音楽著作物の価値を享受させる目的がないから、聞かせることを目的とするものではない。	聞かせることを目的とするとは、音楽著作物の演奏を聞かせる目的意思があれば足りる。  教師の演奏は、生徒に対して「聞かせることを目的」とすることが明らかである。生徒の演奏は、自らの演奏及び他の生徒の演奏を注意深く聞くことによって演奏技術を向上させるためのものであるから、「聞かせることを目的」とすることが明らかである。	JASRACの主張のとおり